



鉚路市 eco ライフ促進支援補助金

— 申請の手引き —

【申請先・お問い合わせ先】

鉚路市環境保全課（本庁舎 1 階 5 番窓口）

〒085-8505 鉚路市黒金町 7 丁目 5 番地

Tel 0154-31-4535

Fax 0154-23-4651

メール ecolife@city.kushiro.lg.jp

1 補助対象設備

対象設備	設備要件	補助金額
定置用蓄電池	・常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。 ・蓄電容量が合計 3.0kWh 以上であること。	既存住宅:12 万円
	【太陽光発電システムを同時設置する場合】 以下を追加要件とする ・接続する太陽光発電は、新たに設置するものであること。 ・太陽光発電システムは未使用品であること。	新築住宅:15 万円 既存住宅:30 万円
家庭用燃料電池（エネファーム）	・燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。 ・定格運転時において、発電出力 1.0kW 未満、貯湯温度 50℃以上あること。 ・貯湯容量 140ℓ以上の貯湯タンクを有すること。 ・寒冷地対応であること。	新築住宅:20 万円 既存住宅:40 万円
ガスコジェネレーションシステム（コレモ）	・天然ガスまたは LP ガスを燃料とし、熱と電気の供給を目的としたシステムであること。 ・小出力発電設備（5.0kW 未満）であること。	新築住宅:6 万円 既存住宅:12 万円

【注意事項】

- ・各補助対象設備は、未使用品であることが条件です。中古品は対象外となります。
- ・予算額に達した時点で本補助金の募集は終了となる場合がございます。
- ・既存住宅への補助金額は、北海道が実施する「住まいのゼロカーボン推進課事業」を活用しているため新築住宅の補助金額と異なります。また、北海道の予算が無くなり次第、既存住宅の募集を終了する場合がございます。

2 補助対象者

以下の要件を**全て満たす方**を補助金の対象者とします。

- (1) 市内に居住していること。
- (2) 令和8年2月27日までに補助金交付申請書を提出できること。
- (3) 釧路総合振興局管内（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）に本店、支店等の事業所を有する事業者から購入した補助対象設備を、自ら居住する住宅に設置すること。
- (4) 事業者からの補助対象設備の引渡し日が令和7年3月1日以降であること。なお、補助対象設備が付帯されている新築住宅、建売住宅については住宅の引き渡し日が令和7年3月1日以降であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 自らも含め同一世帯内に、同一設備に対する本補助金制度を利用した者がいないこと。
- (7) 釧路市暴力団排除条例第2条第2号に指定する暴力団員に該当しないこと。
- (8) 住宅・設備及び工事内容の広報利用を許諾すること。

3 申請等に必要な書類について

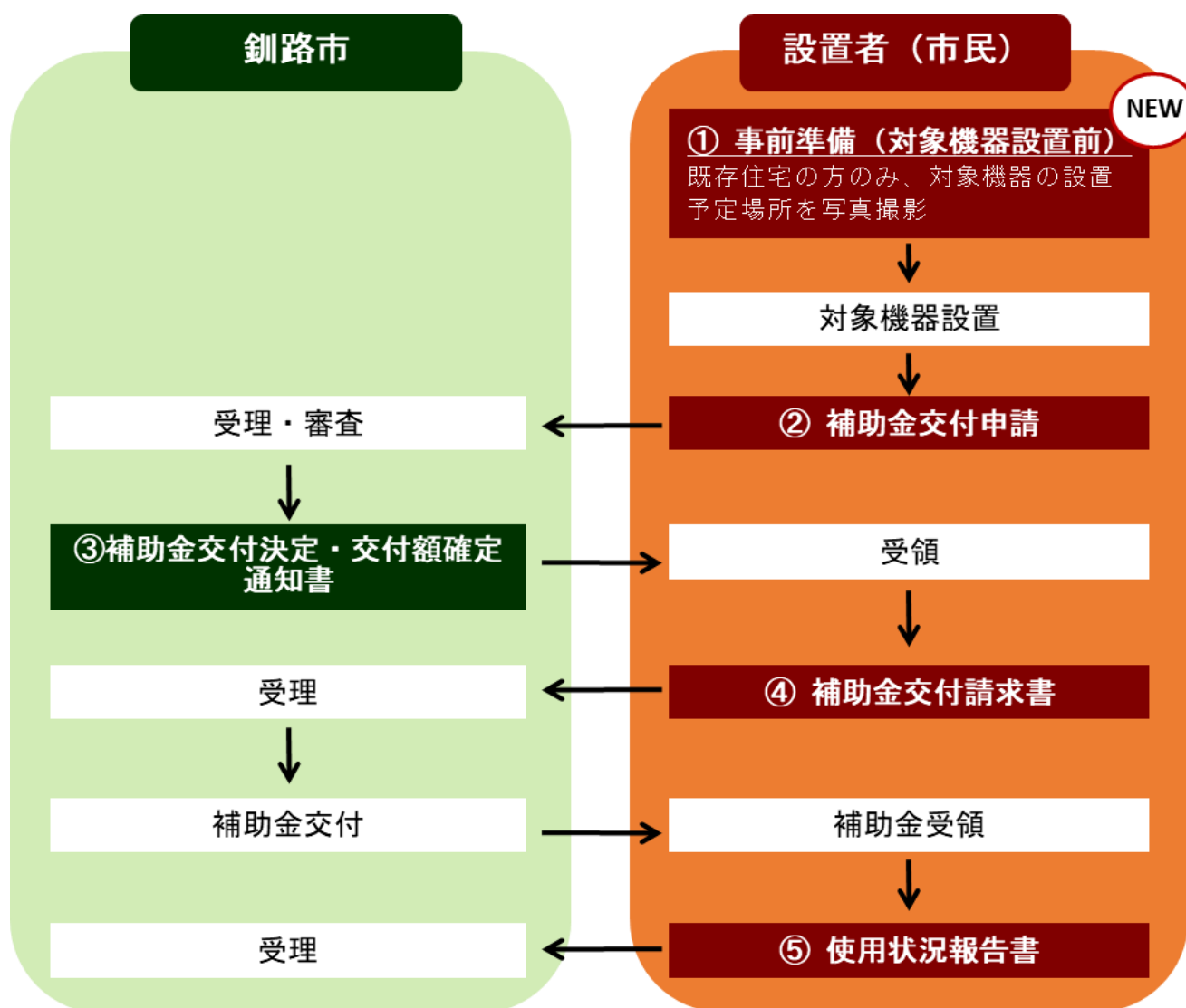
申請書などの書類一式は、釧路市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyau/1004263/1004270/1004274.html>

また、市役所環境保全課、阿寒町・音別町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所にて配布もしています。



4 手続きの流れ



①事前準備(既存住宅の方)

対象機器の着工前に、設置予定場所の写真(詳細は、P3「補助対象設備の設置及び銘板、運転状況(リモコンモニター画面等)が確認できるカラー写真」参照)を必ず撮影してください。交付申請の際に、着工前の写真が未提出の場合は、補助金の交付ができませんのであらかじめご了承ください。

※新築住宅に対象設備を設置する方は、着工前の写真提出はありません。

②補助金交付申請(締切:令和8年2月 27 日又は予算額に到達した時点)

書類の提出方法は下記のいずれかとなります。

直接・・・市役所本庁舎1階 環境保全課【5番窓口】(平日の午前8時 50 分～午後5時 20 分)

郵送・・・釧路市役所環境保全課宛(書留や特定記録など配達記録が残る方法で提出してください)

メール・・・ecolife@city.kushiro.lg.jp まで

補助金交付申請書(様式第1号)及び下記の添付書類を提出してください。

- (1) 工事請負契約書(売買契約書)の写し
- (2) 補助対象設備設置費等証明書(様式第2号)
- (3) 補助対象設備の設置及び銘板、運転状況(リモコンモニター画面等)が確認できるカラー写真

対象設備	新築住宅	既存住宅
定置用蓄電池のみ		設置前の写真 ○蓄電池ユニット設置予定場所 設置後の写真 ○太陽光パネル ※1 ○蓄電池ユニット(本体+銘板)※2 ○モニター画面など ※3
定置用蓄電池(太陽光発電システム同時設置)	設置後の写真 ○太陽光パネル ※1 ○蓄電池ユニット(本体+銘板)※2 ○モニター画面など ※3 ○パワーコンディショナー	設置前の写真 ○太陽光パネル設置予定場所 ○蓄電池ユニット設置予定場所 設置後の写真 ○太陽光パネル ※1 ○蓄電池ユニット(本体+銘板)※2 ○モニター画面など ※3 ○パワーコンディショナー
家庭用燃料電池(エネファーム)	設置後の写真 ○燃料電池ユニット(本体+銘板) ※2 ○モニター画面 ※3	設置前の写真 ○燃料電池ユニット設置予定場所 設置後の写真 ○燃料電池ユニット(本体+銘板)※2 ○モニター画面 ※3
ガスコジェネレーションシステム(コレモ)	設置後の写真 ○ガスエンジン発電ユニット(本体+銘板) ※2 ○モニター画面 ※3	設置前の写真 ○ガスエンジン発電ユニット設置予定場所 設置後の写真 ○ガスエンジン発電ユニット(本体+銘板) ※2 ○モニター画面 ※3

※1 原則枚数が確認できるもの

※2 製造番号が確認できるもの。ただし蓄電池ユニットで製造番号がないものについては、パワーコンディショナーの製造番号が確認できるものを添付してください

※3 発電量を確認できるもの。日付が印字されるものについては、設備の引渡し日以降の日付であるもの。

- (4) 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し
- (5) 設置する住宅の位置図
- (6) 申請者本人の住民票(発行後3ヶ月以内、写し可)
- (7) 市税の完納証明書又は滞納なし証明書(発行後3ヶ月以内)
- (8) 釧路市暴力団排除条例に基づく誓約書(参考書式1)

以下は該当する方のみ提出

- (9) 建物所有者の承諾書(参考書式2) ※申請者と建物等の所有者が異なる場合
- (10) その他、市長が必要と認める書類

③補助金交付決定・交付額確定通知書

釧路市より申請者様宛に「補助金交付決定・交付額確定通知書」を送付します。確定申告等で使用する場合もございますので、大切に保管してください。

④補助金交付請求書

③に同封した補助金交付請求書(様式第5号)を提出してください。様式は釧路市ホームページからもダウンロードできます。

なお、振込み完了のご連絡は行っておりません。請求書のご提出から約2～3週間で指定の金融機関への振込みを完了いたしますので、通帳記帳などによりご確認ください。

⑤使用状況の報告

補助金の交付者には、補助対象設備の使用状況等を報告していただきます。使用状況報告書(様式第 11 号)を、補助対象設備を設置した翌月から1年間の運転状況等を記録し、6ヶ月に1度提出してください。

5 設備の管理及び処分について

補助対象設備の設置後、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。法定耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合がありますので、事前に環境保全課に相談のうえ、以下の書類を提出してください。

・財産処分承認申請書(様式第6号)

※設備を処分する前にご提出ください。

・財産処分報告書(様式第9号)

※市から財産処分の承認を受け、設備を処分した後にご提出ください。

6 注意事項

●補助対象設備を設置する住宅について

- ・申請者が家の持ち主ではないが、申請者自ら居住する住宅で、補助対象設備の設置に関して本人が契約を結び費用を支払うのであれば本補助金の申請が可能です。その場合、補助金交付申請の際に建物所有者の承諾書(参考書式2)の提出が必要になります。
- ・店舗併用住宅に設備をつける場合は、居住部分に補助対象設備を設置し、本人自ら居住していれば補助対象となります。

●書類作成のご注意

- ・修正液、修正テープ、消せるボールペンはご使用いただけません。訂正する場合は新たな用紙に記入してください。
- ・補助金交付申請書および請求書の日付は空欄で提出ください。

●市税の完納・滞納なし証明書について

- ・市税の完納・滞納なし証明書は市役所1階市民税課、各行政センター、鳥取支所で発行しております。大変お手数ですが、上記窓口へ直接お越しになり、用意をお願いいたします。税務システム上の都合や納税方法の変更等で証明書が発行されない場合はご相談ください。
- ・市外から転入してきた場合は、転入前の市町村が発行した完納・滞納なし証明書の提出は不要です。釧路市が発行する完納・滞納なし証明書をご提出ください。

●補助対象設備設置後の管理義務

- ・補助対象設備の設置後は、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合があります。

●申請に係わるお願い

- ・申請方法、注意事項等、必ずすべての項目をご理解の上、補助金の申請を行ってください。
- ・代理手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- ・提出期限間近に補助金申請の書類をもってこられる方が多く見られます。書類に不備がある場合は受理できません。書類の修正にある程度時間がかかりますので、補助金申請に係わる書類は余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。
- ・補助金の支払い先は、申請者本人の口座のみ振り込みます。申請者以外(申請者の親族等)の口座には振込できません。